

宮崎市地域活動支援センター機能強化事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、在宅の障害者等に対し、通所の方法等により創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与し、障がい者等の地域生活支援の促進を図るために行う地域活動支援センター機能強化事業（以下「事業」という。）について、宮崎市地域活動支援センターの設備及び運営に関する条例（令和3年条例第26号）及び宮崎市地域生活支援事業実施要綱（平成18年9月26日伺定）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(事業の内容)

第2条 事業の内容は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 地域活動支援センターⅠ型（以下「センターⅠ型」という。） 精神保健福祉士等の専門職員を配置し、医療・福祉及び地域の社会基盤との連携強化のための調整、地域住民ボランティアの育成、障がいに対する理解促進を図るための普及啓発等を行う事業その他市長が別に定める事業
- (2) 地域活動支援センターⅡ型（以下「センターⅡ型」という。） 地域において雇用・就労が困難な在宅の障がい者等に対し、機能訓練、社会適応訓練、入浴等のサービスを提供する事業
- (3) 地域活動支援センターⅢ型（以下「センターⅢ型」という。） 創作的活動又は生産活動の機会の提供等を行う事業

(実施方法)

第3条 事業は、センターⅠ型にあつては委託事業、Ⅱ型にあつては給付事業、センターⅢ型にあつては補助事業として実施する。

(利用者)

第4条 センターⅠ型及びセンターⅢ型を利用することができる者（以下「利用者」という。）は、市長が別に定める。

- 2 センターⅡ型の利用者は、宮崎市に居住する在宅の障がい者等で、障がい支援区分の認定を受けた者又は市長が必要と認めた者とする。

(事業者の要件等)

第5条 事業を実施する者（以下「事業者」という。）は、法人格を有するものとする。

- 2 地域活動支援センター（以下「センター」という。）の職員の配置基準は、次のとおりとする。

区分	職員数	常勤・非常勤の別	
		常勤職員	非常勤職員
センターⅠ型	3人以上	2人以上	1人以上
センターⅡ型	3人以上	1人以上	2人以上
センターⅢ型	2人以上	1人以上	1人以上

注 障がい者等に対し、創作的活動又は生産活動の機会の提供、社会との交流の促進その他必要な便宜を提供する事業については、専従職員（常勤職員に限る。）を1人以上配置すること。

3 前項の規定にかかわらず、市長は、事業の規模等を勘案し、センターの職員の配置基準を変更することができる。

4 利用者数（市から宮崎市障がい者基幹相談支援・虐待防止センターにおける相談支援事業を受託している事業者にあつてはその相談者数を含む。）は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定めるとおりとする。

- (1) センターⅠ型 1日当たり実利用人員が概ね20人以上
- (2) センターⅡ型 1日当たり実利用人員が概ね15人以上
- (3) センターⅢ型 1日当たり実利用人員が概ね10人以上

（費用の額）

第6条 センターⅠ型及びセンターⅢ型の事業に要する費用の額は、市長が別に定める。

2 センターⅡ型の事業に要する費用の額は、障がい支援区分に応じて、別表1の単価表により算定するものとする。

（利用者負担）

第7条 事業の利用者負担は、センターⅠ型及びセンターⅢ型にあつては無料、センターⅡ型にあつては前条第2項の規定による費用の額の1割とする。

（契約等）

第8条 事業者は、利用者との間に、事業の利用に関する契約（センターⅠ型にあつては登録）を行うものとする。

（委任）

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成18年10月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成19年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成25年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年 4月 1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年 4月 1日から施行する。

別表 1

単価表
(Ⅱ型)

① 基礎的事業

(単位)

		区分 1	区分 2	区分 3
4 時間未満		220	250	280
4 ～ 6 時間		370	420	470
6 時間以上		480	550	610
加 算	送迎	54		
	入浴	40		
	食事	42		
	利用者負担上限額管理	150		

② 機能強化事業

(単位)

		区分 1	区分 2	区分 3
4 時間未満		260	285	315
4 ～ 6 時間		435	480	525
6 時間以上		565	625	685
加 算	送迎	54		
	入浴	40		
	食事	42		
	利用者負担上限額管理	150		

備考

単価表に定める区分の基準は以下のとおりとする。

区分 1 …障がい支援区分 1, 2

区分 2 …障がい支援区分 3, 4

区分 3 …障がい支援区分 5, 6

1 単位は 10 円とし、食事提供加算は所得区分が低所得 1・2 及び生活保護の世帯に適用する。